

個人住民税の年金収入一部算入漏れに伴う課税誤りについて

令和2年度市民税・県民税の税額計算において、公的年金等支払報告書の一部について課税システムへの取込みに漏れがあり、一部の市民の方の市民税・県民税の課税額に誤りがあることが判明しました。

これに伴い、市民税・県民税に加え、介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料についても影響が及びます。

本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 概要

(1) 内容

令和2年8月3日に住民税の申告受付の際、年金の収入があるものの、システムに年金収入額がなかったことから状況を確認したところ、eLTAX（地方税ポータルシステム）で届いた公的年金等支払報告書データ全78,200件のうち1,019件の課税システムへの取込漏れが判明しました。

(2) 本件による影響見込み

	市民税・県民税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	国民健康保険税
対象件数	89名	139名	201名	5世帯
調定	1,393,100円 増	2,895,710円 増	2,944,500円 増	11,600円 減
前年比	48,900円 増	239,630円 減	189,800円 減	46,100円 減
対象者への影響額	一人あたり増 200円～ 76,700円	一人あたり増 1,240円～ 55,800円	一人あたり 37,600円減～ 110,800円増	一世帯あたり 52,900円減～ 20,400円増

※減額が生じているのは、未申告状態が解消され、軽減措置が講じられた方がいるためです。

※上記の他にも割合等に影響が生じる給付があります。

2 原因

1,019件のうち、1,000件についてはeLTAXからのダウンロード時の操作ミスにより、残りの19件については担当者のダウンロード済との思い込みによる削除により生じたものです。

3 今後の対応

対象者の方には、速やかにお詫びの文書を送付するとともに、納付等の依頼をさせていただきます。

◆市民税・県民税の税額に変更が生じる方には、令和2年9月7日付で税額変更通知書を送付させていただきます。

◆介護保険料の納付額に変更が生じる方には、令和2年9月10日付で保険料変更通知書を送付させていただきます。

◆後期高齢者保険料の納付額に変更が生じる方には、令和2年9月15日付で保険料変更通知書を送付させていただきます。

◆国民健康保険税の税額に変更が生じる方には、令和2年9月15日付で税額変更通知書を送付させていただきます。

4 再発防止策

公的年金等支払報告書などの課税資料データのシステムへの取込みにおいて、処理手順の見直しと処理後のチェックシートによる確認を徹底することで、再発防止に取り組んでまいります。